

60農蚕第 54号昭和60年 1月21日
(改正12生産第2892号平成13年 4月 5日)
(改正15消安第6398号平成16年 2月26日)
(改正25消安第4497号平成25年12月24日)
(改正26消安第2834号平成26年 9月 1日)
(改正29消安第5027号平成30年 2月 9日)
(改正 2消安第3846号令和 2年12月 1日)

知事・所長 殿

農林水産省農蚕園芸局長

肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について（通知）

昭和59年12月25日付け農林水産省告示第2478号及び第2479号をもって特殊肥料等の指定及び肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格が改正され、昭和60年1月25日から施行されることとなつたが、これに伴う措置等については下記のとおりとするので、御了知の上よろしく取り計らわれない。

記

1. 含鉄物について

当該肥料の定義中「鉄分」の量の算出は、三酸化二鉄（ Fe_2O_3 ）の全量によることとし、定量方法は、独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法によることとする。

2. 特殊肥料の表示について

【令和2年12月1日付け2消安第3846号により削除】

3. 次に掲げる通達は廃止する。

- (1)「肥料取締について」(昭和28年6月8日付け28農経局第1271号農林経済局長通達)
- (2)「耕土培養対策資材について」(昭和35年2月1日付け35農経局第83号農林経済局長通達)
- (3)「特殊肥料（耕土培養対策資材）の証票添付について」(昭和35年3月15日付け35農経局第1980号農林経済局長，振興局長通達)
- (4)「特殊肥料（耕土培養対策資材）の証票添付について」(昭和43年10月4日付け43農政A第2595号農林省農政局長通達)

4. 「肥料の「正味重量」および「保証成分量」に関する肥料取締法と計量法との関連およびその運用について」(昭和42年9月22日付け42農経A第6113号農林省農林経済局長通達)の一部を次のように改正する。

記の2の（ウ）を削る。

5. 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和57年12月2日付

け57農蚕第7608号農蚕園芸局長通達)の一部を次のように改正する。

記の1及び記の2を削り、記の6を記の4とし、記の3から記の5までを2ずつ繰り上げる。